

契約野菜収入確保モデル事業の概要

- 野菜の契約取引の推進を図るため、生産者等が負うリスクを軽減することを目的として、以下の2つのタイプをもって対策を実施

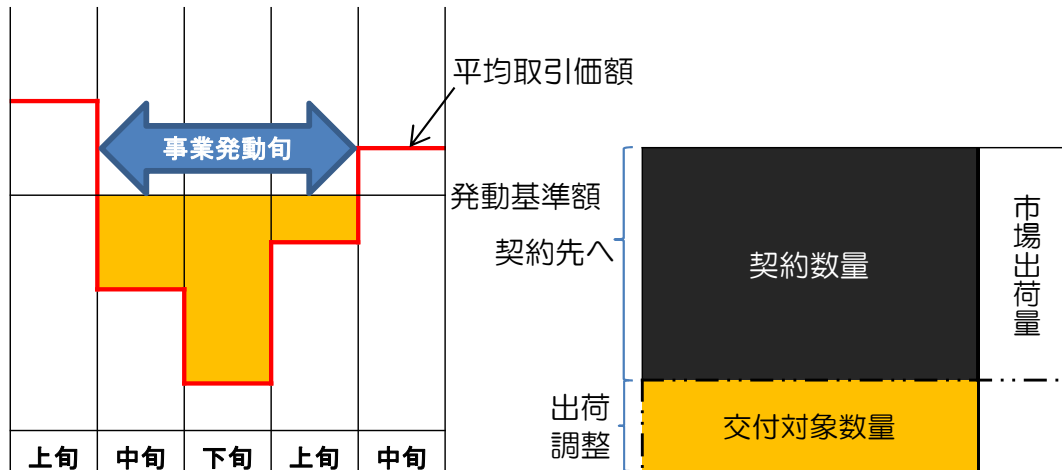
出荷調整タイプ：生産者等が契約数量確保のための余剰作付け分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補てん

数量確保タイプ：中間事業者が契約数量確保のために卸売市場等から契約対象野菜を調達した場合に費用の一部を補てん

- 対象品目は、指定野菜の14品目
- 作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象
- 年2回の公募により事業実施主体候補者を募集

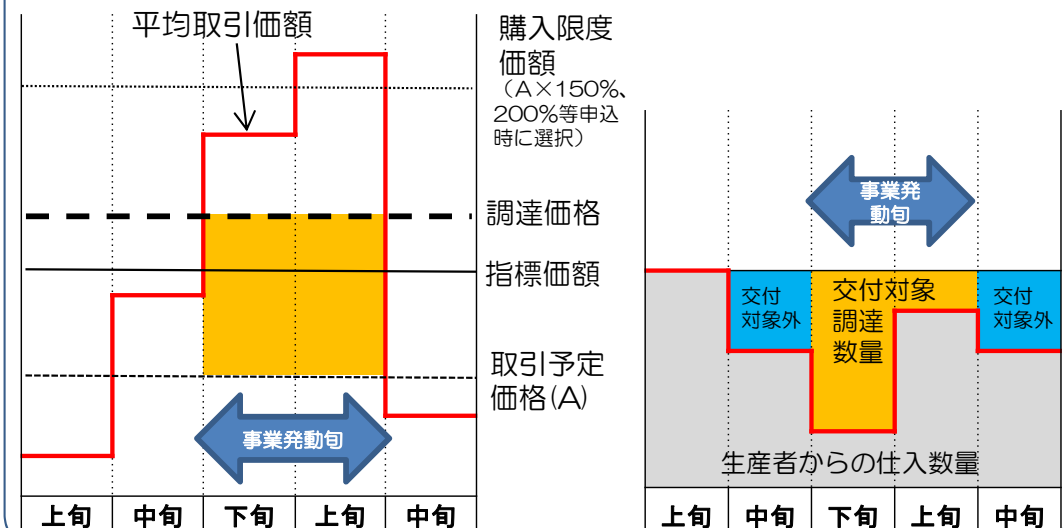
① 出荷調整タイプ（生産者等向け）

生産者等が実需者等と定量・定価格契約を締結し、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で、出荷調整（産地廃棄等）を行った場合に、平均価額又は契約価格のいずれか低い額の70%を交付



② 数量確保タイプ（中間事業者向け）

中間事業者が実需者等と定量・定価格契約を締結し、市場の平均取引価額が指標価額を上回っている状況で、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格との差額（＝掛増し経費）の一部を交付



※ 成立した予算の内容に応じて事業の内容が変更となることがあります。